

主な経過の概要

日付	内容	摘要
R 3. 9. 24	公布手続きの不備が判明	町長からの確認により公布手続きの不備が判明。状況等について調査開始。
R 3. 10. 29	庁議	<ul style="list-style-type: none"> 公布手続きの不備の報告。 速やかな公布手続きの実施。 対象となる条例及び規則の一部改正の実施 対応について各課に協力を依頼。
R 3. 11. 2	公布手続きに不備のあった条例の公布の完了	公布手続きに不備のあった条例について10月27日：1件、10月29日：5件、11月2日：42件を公布し、対象となるすべての条例の公布が完了。
R 3. 11. 8	公布手続きに不備のあった規則の公布	公布手続きに不備のあった規則について10月27日：1件、11月8日：35件を公布し、対象となるすべての規則の公布が完了。
R 3. 12. 1	影響調査（抜粋）各課回答依頼	公布手続きに不備のあった条例について効力が発生しなかった場合の影響について抜粋して調査
R 3. 12. 3	合同常任委員会 ※非公開	【説明概要】 (1) 経過報告 (2) 今後の対応
R 3. 12. 6	町議会議員へ公布手続きに不備のあった条例及び規則の一覧を提供	R 3. 12. 3の常任委員会で町議会議員より指示があったことから対応。
R 4. 2. 9	合同常任委員会 ※非公開	【説明概要】 対応に係る検討結果について報告
R 4. 3. 10	3月定例会	議会並びに町民の皆様に対し「不備問題の期間について、当初の議決時、決裁時に想定していた取扱いとしないと、不利益を受ける町民が多数生じ、町の行財政運営に多大な支障が生じる可能性があることから、適期に公布・施行されていたものとして取り扱うこととしたい」として町民の皆様へお願いした。 しかし、同定例会において、「町民の理解と納得が得られていない状況のまま行政運営を続けていることは、地方自治・住民自治の根幹にかかわる深刻な問題」であるとして、「条例及び規則の公布手続きの不備に関する調査委員会の設置を求める決議」の可決を受けた。
R 4. 4. 14	合同常任委員会 ※非公開	第三者委員会の設置について議会と協議。